

国立大学教育研究評価委員会（第55回）議事録

1. 日 時 令和元年10月10日（木）14時00分～16時00分

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）石井委員、井上委員、小畑委員、小林委員、相良委員、高橋委員、
豊田委員、山内委員、山口委員

（事務局）福田機構長、長谷川理事、湊屋理事、岡本顧問、川口顧問、
山本研究開発部長、竹中教授、井田教授、渋井教授、
佐藤評価事業部長、三田評価企画課長、佐藤評価企画課課長補佐、
室井評価企画課課長補佐 外

議 事

- （1）達成状況評価及び現況分析における共通方針について
- （2）現況分析の実施体制について
- （3）その他

・第54回の議事録について、資料1（案）のとおり了承された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、議事に入る前に、まず事務局から、配付資料の確認をお願いします。

● 議事次第をご覧ください。資料1「国立大学教育研究評価委員会（第54回）議事録（案）」、資料2-1「達成状況評価における共通方針（案）」、資料2-2「達成状況判定会議の作業（評価作業マニュアルより抜粋）」、資料3-1「現況分析における共通方針（案）」、資料3-2「現況分析部会の作業（評価作業マニュアルより抜粋）」、資料3-3「『基本的な記載事項』及び『第3期中期目標期間に係る特記事項』（例）」、資料4-1「現況分析の審査体制の強化について（案）」、資料4-2「評価作業マニ

アルの改訂について（案）」、資料5「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A（令和元年10月更新）」、資料6「今後のスケジュール（案）」及び「【別紙】国立大学法人等評価実務担当者研修会 実施要領」となっています。

○委員長 それでは、達成状況評価及び現況評価における共通方針について、審議をお願いいたします。まず、達成状況評価における共通方針について、ワーキンググループ主査より検討状況の報告をお願いいたします。

○ それでは、ワーキンググループの検討状況についてご報告します。

2020年度の第3期中期目標期間の教育研究評価、4年目終了時評価を実施するに当たり、各法人等への意見募集、パブリックコメントの上、本委員会で決定しております「評価実施要項」と「評価作業マニュアル」に基づき、各評価者は評価作業を行うこととなっています。

今回の共通方針は、各評価者が共通認識のもとで、適切かつ円滑に評価作業を遂行できるよう、第2期の経験を生かして明文化するものです。また、この共通方針を各法人等に公開することにより、評価の公正性、透明性が高まることを期待しています。

ワーキンググループでは、各法人の中期目標・中期計画に対する達成状況評価、各学部・研究科の現況分析の評価作業に当たり、評価者が共有しておくべき方針、考え方を議論し、それぞれ共通方針（案）を取りまとめました。具体的な内容については、事務局より説明をお願いします。

● 資料2-1をご覧ください。こちらは、達成状況判定会議の8つのグループの共通方針となります。

達成状況評価は、「評価実施要項」及び「評価作業マニュアル」に基づき、共通方針の考え方も踏まえて分析・判定を行い、評価結果報告書を作成します。

まず、「1. 中期目標（小項目）及び中期計画の分析」として、1つ目が中期目標の小項目ごとに特記事項として、「優れた点」、「特色ある点」を抽出する際の留意点になります。特記事項として抽出する際には、達成状況報告書に具体的な数値などが書かれていないなど記述が曖昧な場合には、抽出しないということを記載しています。

また、達成状況報告書に具体的な記述がなく、判断が困難な場合は、各法人にヒアリング等で資料提出を依頼することができるということを記載しています。中期計画の段階判定において、「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」と判定する場合も、同様に留意することを記載しています。

「2. 現況分析結果等との関係」においては、達成状況判定をする際に、現況分析結果及び研究業績水準判定の結果を勘案することを記載しています。第2期においては、達成状況評価と現況分析については、関係性がわかるように、各法人にて関連付けをしていましたが、負担が大きいという意見が多くありました。そこで、第3期では、この関連づけをしますが、評価者の方は、関係性を勘案しながら評価するということです。

次に「3. 戦略性が高く意欲的な目標・計画の取扱い」について記載しています。戦略性が高く意欲的であると各法人が考える中期目標・中期計画について、各法人の質的向上を促すために、文部科学省の国立大学法人評価委員会で認定しています。文部科学省の「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」でも、認定された中期目標・中期計画については、各法人の質的向上を促す観点から、達成状況だけで評価の対象とするのではなく、その状況に至るまでのプロセスや内容なども評価するということとされており、機構の評価も同じ扱いにしたいと考えています。つまり、当該目標・計画を評価する際に、プロセス・内容等を考慮せずに「十分に実施しているとはいえない」という判定はしないこととしたいと記載しています。

また、そのプロセス・内容等を考慮して判定した場合は、その判断理由を記述することとなります。また、必要な場合には資料提出を依頼することができるということを記載しています。

「4. 『大学機関別認証評価結果』等の他の評価との関係」として、達成状況判定の評価者の方には、基礎資料として、認証評価の結果や文部科学省の重点支援の結果、データ分析集などを配付しますので、その評価結果などを踏まえて評価するということを記載しています。その認証評価の結果等で、改善が必要であるというようなことが書いてある場合には、それを踏まえて評価するという意味になります。

最後に「5. 評価結果報告書（達成状況評価）の作成の方向」になります。評価者の方が評価結果報告書を作成する際に、判断理由や特記事項について記載することとなりますが、その際に、「具体的な留意点」に挙げているような、「我が国で初めて」などのような表現をする際には、根拠となる資料などがある場合だけにすることを記載しています。第2期の実績も踏まえて、機構の事務局で作成して、今後も加えていきたいと考えておりまして、今回は2つだけ例を挙げています。

当該共通方針については、法人が事前に共通方針を確認し、曖昧な記述などが少なくなるようにするため、今後公表して、法人向けの実務担当者研修会や評価者向けの研修会で

も説明したいと考えています。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、意見・質問等がありましたら、発言をお願いします。

○ 特に問題点なく、これでいいと思います。特に「戦略性が高く意欲的な目標」については、各法人で意欲的に設定した目標の達成に向けて、積極的に業務を実施することを大変期待いたします。

なお、この目標・計画は何個立てていただいてもいいということですか。

● はい。

○委員長 あまり高い目標を設定しない方が、達成度の評価結果が良くなるというものではなく、かなり意欲的に目標を設定した法人は、プロセスを評価するという方法で、エンカレッジしようという趣旨であるということです。

おそらく、第2期と比べて評価のマニュアル化が可能となり、これまでは公表していなかった評価の方針を各法人に向けて事前に公表するため、各法人がどう評価されていくのかを十分認識した上で、計画を達成することの指標にもなるかと思っています。

何かお気づきの点等ございましたら、お願いします。

○ 「戦略性が高く意欲的な」という言葉について、これは法人からすると、評価が難しく、なかなか社会的にも国際的にも競争にさらされる機会がないが、この研究はこの法人にとって絶対必要である、という主張をするための救済的な意味もあるかという受け止め方をしました。

特に人文・社会系に該当するかとは思いますが、各法人が、これは絶対に世にとって、あるいは世界的・国際的にも必要だから残しておかなきゃならないということ、自覚的に思うか思わないのかという、それが「意欲的な」というところに関わってくるものかというような読み取り方をしました。

○委員長 それについて事務局からコメントありますか。

● 特に、教育の目標において、非常に高い目標を掲げると、それが5年とか6年ではなかなか達成できないけれども、ここまでやったというものは、積極的に評価するということです。例えば、こういう教育の改革をして、こういう人を育てたいが、その結果は10年たたないとわからない。でも、結果が出ていないからそれは駄目だという言い方は一切しないということになろうと思います。

それから、研究面については、意識して法人がエンカレッジしている部分は、伝わってきますので、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」であるかないかに関わらず、それはそれで適切に評価をすればよいかと思っています。

また、研究業績水準判定においては、単に学術の分野だけで非常に高い評価をしているというものだけではなく、社会的な貢献度が高いものも、提出可能となっています。学術の世界ではトップレベルの研究ではないかもしれないけれど、地域との連携で、地域の活性化のために、人の役に立つ研究が行われたというようなもの場合には、評価するようにしています。

これらは、各法人の優れた取組が漏れなく実績報告書に記載され、評価者も適切に抽出してほしいという考えに基づく方針であるにご理解いただければと思います。

○ 競争にたえられない大学が、そのいいわけとしてこの項目を使う可能性があるということをご心配しておられるという、少し否定的なご意見として受け取らせてもらったのですが、そういうことでよろしいですか。

○ 否定的というよりは、評価するときに、競争相手がそれほど多くないような研究分野であり、数値的には評価が高くないけれども、もう少し評価されてもいい業績があるのではないかというような見方になるのかと思いました。

○ 他の大学というか、世界を見渡してどこもやっていない研究というのは、多様性の観点から非常に価値のある研究であることが多いわけで、ただ競争にさらされる、たくさんの方がやっている研究で競争するというのも大事ですが、他の研究者がやっていないところを見つけ出して、まだ何もやられていない分野をやるということも、ものすごく価値のあることだと思います。

○ あまり高い目標を掲げると、達成できなかったときに低い評価をされるので、達成可能な目標を設定したほうが良いという意見も聞いたことがあります。ただ、そうなるとうどん縮小・再生産するしかないのも、やはり高い目標を掲げたものについては、それが達成されなくても、ちゃんとプロセスを評価すべきではないかという考えからでてきたものだと思います。

ただ、法人がこれは戦略性が高く意欲的だということで目標設定することに対して、それは本当に戦略性が高く意欲的であるかどうかというチェックは、一体どこがどう判断しているのでしょうか。何か基準はあるのでしょうか。

● この目標は、文部科学省の国立大学法人評価委員会で認定します。

○ 文部科学省が、中期目標・中期計画を認定する際の何らかの基準があるかと思いますが、それをこちらでも共有して評価しているのでしょうか。

● 文部科学省で認定する際の基準は、評価者の方には示していないものになります。

● 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、各法人の申請に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会が認定しています。当機構は、その目標の妥当性については全く関与しておらず、文部科学省が法人評価委員会で認定したものを前提として評価をするということになります。

また、あくまで可能性の話になりますが、それ以外の目標で、認定はされていないけれども、とても意欲的な目標であると、法人が自己評価書に記載してきたときには、それは同様に考えなければいけないのかという気はしています。目標に達していないから自動的にバツという判断をするのはやめた方がいいのではないかと個人的には思います。

○ 文部科学省の法人評価委員会が、これは戦略性が高く意欲的な目標ではないという判断を下す場合も当然あり得ますが、どういう基準で認定されてきたものかわからないが、教育研究評価では、達成できていないという評価をしないとされています。幾つ設定してもよいということですから、これは戦略性が高く意欲的だということのできるだけたくさん出しておけば、マイナス評価を受けずに済むということになってしまうのではないのでしょうか。

● 確認した上で、示せるようなものであれば、評価者に示したいと思います。

○ 評価をした経験からすると、やはり目標を掲げて、それに対してどのくらい目標に近づいたか、戦略性が高く、達成度としては半分もいかなかったというケースというのは、最初のころは、結構ありました。

そういうことがあって、こういう戦略性の高いものも積極的に取り上げようという方向になったわけです。あとは、評価をする方が、実際の目標に対してどのくらい近づいたか、絶対基準みたいなのはもちろんなく、個人差はあると思いますが、わりと公平な判断ができるのかと、私はそれを信用していいという気がしています。

○委員長 どうもありがとうございました。他に何かコメントはございませんでしょうか。

それでは、原案のとおり、「達成状況評価における共通方針」の内容について、確定したいと思いますよろしいでしょうか。

なお、字句修正等を含めまして、今後修正が必要な場合には、私にご一任いただきます

ようよろしくお願いいたします。

次に、現況分析における共通方針について、審議をお願いいたします。まず、事務局より説明をお願いいたします。

● 資料3-1をご覧ください。こちらが現況分析の共通方針案となっております。

現況分析についても、達成状況評価と同様に、「評価実施要項」、「評価作業マニュアル」に基づき、この共通方針における考え方も踏まえ、分析・判定を行い、評価結果報告書を作成するという流れになります。

まず、「教育の現況分析」について、「1. 必須記載項目の分析」の「(1) 『「基本的な記載事項』の分析」についてになります。

1つ目の留意点として、評価者の方には、「第3期中期目標期間に係る特記事項」について、「優れた点」、「特色ある点」を自己評価書から抽出することになりますが、その際に「基本的な記載事項」で提出されている資料やデータについても、根拠とすることができるということを記載しています。

2つ目としては、「基本的な記載事項」のうち、「分析項目I 教育活動の状況」については、大学機関別認証評価の領域6「教育課程と学習成果に関する基準」との関係性を持たせて設定しており、教育にとって重要な内容が根拠づけられていない事項、例えば法令違反などがある場合については、評価者の方が「改善を要する点」として特定し、段階判定における減点の要素とすることを記載してあります。

なお、段階判定については、資料3-2の3ページをご覧ください。「分析項目の段階判定の区分表」に基づき、分析項目ごとに4段階で判定することとなり、基準となる評定は、上から三番目の「相応の質にある」になります。

それから、「基本的な記載事項」の中には、データ分析集の指標を記載する部分がありますが、そのデータについて評価者の方が分析いただいた結果も、分析項目ごとの段階判定において、加点・減点の要素となり得るということを記載しています。

次に、「(2) 『第3期中期目標期間に係る特記事項』の分析」についてになります。この特記事項は、優れた取り組み、特徴的な取り組みを各法人が記載し、評価者の方がそれを抽出します。その抽出された優れた点、特色ある点については、分析項目ごとの段階判定の加点要素となる、ということを記載しています。

「第3期中期目標期間に係る特記事項」で、評価者の方が「優れた点」、「特色ある点」を抽出するに当たっての留意点として、達成状況評価と同様に、具体的な数値などが示さ

れていないような曖昧な記述がある場合は、「優れた点」、「特色ある点」として抽出することはしないということを記載しています。そして、具体的な数値等を確認する必要がある場合は、法人に資料提出の依頼などを行うことができるということを記載しています。

「2. 選択記載項目の分析」は「(1) 『基本的な記載事項』の分析」の記載内容は、必須記載項目の該当部分と同様です。「(2) 『第3期中期目標期間に係る特記事項』の分析」は、必須記載項目と全て一緒になります。

続いて、「3. 分析項目の段階判定」になります。(1)については、「基本的な記載事項」の調査・分析、「第3期中期目標期間に係る特記事項」を基に抽出された「優れた点」、「特色ある点」を総合して、分析項目ごとに4段階で判定するということが記載されています。それに伴い、(2)では「特筆すべき高い質にある」、「高い質にある」、「相応の質にある」という判定をする際には、「基本的な記載事項」の分析で「改善を要する点」が特定されていないことを原則とするということを記載しています。また、ただし書きとして、「改善を要する点」が特定されている場合であっても、抽出された「優れた点」、「特色ある点」などの分析による加点・減点の要素の内容によっては、「相応の質にある」と判定をすることができるということを記載しています。

ここまでの教育の現況分析の方針になっております。

次に、研究の現況分析の方針になります。こちらは必須記載項目と選択記載項目を併せて書いております。「(1) 『基本的な記載事項』の分析」の、「分析項目Ⅰ 研究活動の状況」については、先ほどの教育の「基本的な記載事項」の留意点と同じになります。

「分析項目Ⅱ 研究成果の状況」については、「基本的な記載事項」が研究業績水準判定のみとなるため、この判定結果をもとに、分析項目ごとの判定をすることとなりますが、その際には、専任教員数などの規模感もあわせて勘案しながら評価するということが記載されています。

続いて、「研究業績水準判定について」ということで、研究業績水準判定は「SS」、「S」、「S未満」の3段階で行うということを記載しています。6ページの評価作業マニュアルの抜粋にもありますが、研究業績水準判定の評価者の方だけでなく現況分析の評価者の方も確認する必要があるため、共通方針として示しておくというものになります。

「(2) 『第3期中期目標期間に係る特記事項』」については、先ほどの教育の部分と同じになります。

次に、「2. 分析項目の段階判定」ですが、こちらも教育と同じく、「基本的な記載事項」

の調査・分析と「第3期中期目標期間に係る特記事項」の抽出された「優れた点」、「特色ある点」を総合して4段階で判定します。ただし、「研究成果の状況」については、研究業績説明書及び研究業績水準判定組織による判定結果を踏まえて判断するという記事を記載しています。

「評価結果報告書作成の方向」としては、達成状況報告書作成と同様となり、この留意点については今後増やしていきたいと考えています。

最後に、達成状況評価の共通方針と同様に、本日お認めいただきましたら、委員会の承認事項として各大学に示したいと考えています。

説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

それでは、「現況分析における共通方針」の内容につきまして、これで確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

なお、字句修正等を含め、今後修正が必要な場合には、私にご一任いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、現況分析の実施体制につきまして審議をお願いしたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。

● 現況分析の実施体制について、資料4-1「現況分析の審査体制の強化について（案）」となります。

まず、学部・研究科ごとの現況分析が重要視されており、第3期では、下の図のように学系別の記載項目を設定し、第2期よりも精緻な審査が求められる状況となっております。そこで、現況分析については、第2期では主担当1名、副担当1名の2名で各現況分析の評価単位を確認することとしていましたが、第3期では主担当1名と副担当複数名としたいと考えています。なお、例えば総合融合系の分野など、分野が多い学系は、副担当を最大4名ぐらいと考えているため複数名としています。

それから、11学系の各部会の参加者について、第2期では部会長1名と副部会長3名程度で行っていましたが、今回、専門分野の方がもう少し参加することとして、1学系、副部会長8名程度で考えています。

次に、資料4-2をご覧ください。体制の強化に伴う「評価作業マニュアル」の変更案となります。評価者数について、第2期を基に副担当の方1名としていたところを複数名

に変更し、併せて部会の構成等を変更しています。

説明は以上になります。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

これは、学系ごとの記載項目の設定に対して、共通方針を示した上で、審査体制を充実し、万全を期して評価を行うということになります。

それでは、現況分析の審査体制の強化について、本委員会としてこの形で了承し、評価作業マニュアルの改訂内容についても確定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

なお、字句修正等を含めまして、今後修正が必要な場合には、私にご一任いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、その他の議事のうち、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の選考について、ご報告いただきたいと思います。

国立大学法人等の教育研究評価の評価者となる専門委員については、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」に基づき、各種団体等から広く推薦を求め、その上で、専門委員選考委員会にて被推薦者の中から専門委員候補者を選考し、大学改革支援・学位授与機構運営委員会の意見を聞いた上で、機構長により委嘱されることとなっております。

なお、この専門委員候補者については、本委員会に設置された専門委員選考委員会にて選考いただいておりますので、専門委員選考委員長よりご報告をお願いいたします。

○ 専門委員選考委員会の選考状況について報告いたします。第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施に向け、6月26日開催の第1回選考委員会におきまして、達成状況判定会議及び研究業績水準判定組織の専門委員候補者を選出し、前回、7月8日開催の本委員会にて報告したところです。

各推薦団体及び選考委員会委員からの被推薦者より、専門分野、経歴等を勘案し、追加の専門委員候補者の選考を10月4日開催の第2回選考委員会において行いました。

達成状況判定会議及び研究業績水準判定会議については、第1回選考委員会に引き続き、候補者を追加選出しました。また、現況分析部会については、第1回選考委員会で選出していないため、第2回選考委員会において候補者を選出しました。

残りの候補者及び辞退者による追加の候補者については、本年12月ごろ開催予定の第3回専門委員選考委員会にて審議の予定としています。

補足がありましたら、事務局より説明をお願いします。

● 各団体に推薦依頼の実施後、6月及び10月に専門委員選考委員会を開催し、専門委員の選考を行いました。第3回では、残りの達成状況判定会議と、研究業績水準判定組織の候補者を追加で選考いただきたいと思いますと考えています。

現況分析部会については、現況分析部会の評価者配置の方針に基づいた専門委員の配置に基づき、専門委員を選出しております。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

何か、お気づきの点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、今後、各専門委員候補者に就任依頼の手続きをしていくこととなりますが、就任依頼の手続きをする段階にて生じた辞退等につきましては、私と副委員長にご一任いただきますようお願いいたします。

続きまして、第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A及び今後のスケジュールについて事務局より報告をお願いします。

● 資料5をご覧ください。こちらは、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」で、7月に各大学に公表しております。公表時には「現況調査表ガイドライン」も併せて公表したため、現況分析についてはまだ質問等がなく、Q&Aの項目数も少なかった状況です。その後、法人の実務担当者向け説明会や問い合わせ等を基に、今回、達成状況評価で1問、現況分析で20問、研究業績で2問追加しています。

問い合わせの多かったものを、追記していますので、10月下旬からの実務担当者研修会の開催に向けて公表したいと考えております。

次に、資料6「今後のスケジュール（案）」をご覧ください。

10月28日から11月22日にかけて、評価が円滑に実施することを目的として、ブロック別で実務担当者向けに具体的な報告書の作成方法などを説明する研修会を行います。基本的に、1法人1時間半ぐらいで、主に個別相談形式で考えています。

その後、本委員会のワーキンググループと本委員会については、次回は1月頃を予定しています。

3月には、評価者向けの研修会を実施したいと考えています。

説明は以上となります。

○委員長　本日の議事は以上となりますが、その他、何かありますでしょうか。

○　　前回委員会で「研究活動状況に関する資料」のうち「招待論文」について質問をしましたが、その際にQ&Aにて対応するとのことでした。今回のQ&Aの更新に反映されているのでしょうか。

●　　国立大学協会において「研究活動状況に関する資料」に関連する議論が行われており、その状況を踏まえて法人にどのように提出いただくかを示したいので、今回はまだ反映できていないという状況です。

○委員長　このQ&Aは最終的にはいつ頃完成させるのですか。

●　　「研究活動状況に関する資料」を含む現況調査表の提出が来年度の5月末ですので、基本的には次回の本委員会までには確定させる予定としています。

○委員長　国立大学協会の議論は、それまでに終わりそうですか。

●　　議論の状況を踏まえ、記載について検討したいと考えています。

○委員長　それでは、以上で本日は閉会とさせていただきます。

— 了 —